



the most beautiful
villages
in japan

観光振興財源の導入検討について

令和6年11月7日 宿泊税及び持続可能な観光税(駐車場利用税)の導入に係る懇談会資料



これまでの経過（令和元年度～令和3年度）

- 令和元年 7月 9日 観光基本条例策定に向けた確認
7月16日 庁議（観光基本条例策定に向けた情報提供）
7月25日 関係担当課長会議（庁内P T設置・スケジュール案確認）
7月31日 庁内P Tメンバー打合せ（設置要項・スケジュール案確認）
8月 9日 第1回P T会議（役割分担・観光基本条例案の枠組み）
9月 4日 第2回P T会議（観光基本条例案の枠組み・観光諸問題の洗い出し）
9月12日 宿泊税導入に向けた観光客アンケート実施（～19日）
10月17日 第3回P T会議（ルール化検討・予算検討・宿泊税アンケート結果分析）
11月14日 第4回P T会議（ルール化検討・予算検討）
12月24日 第5回P T会議（観光基本条例素案作成）
- 令和2年 3月11日 第6回P T会議（観光基本条例素案作成・宿泊税検討）
※以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、議論中断
- 令和3年 6月23日 観光マスタープランヒアリング（北大）
9月 1日 観光まちづくり町民意識調査（～24日）
12月10日 北大協議
12月22日 観光マスタープラン住民ヒアリング（北大）
- 令和4年 2月 9日 観光マスタープラン住民ヒアリング（北大）
2月15日 道庁事前協議（道内の導入状況等について）
2月25日 総務省事前協議（全国の導入状況等について）

【美瑛町観光マスタープラン】

住民の暮らしと観光の融合による魅力あるまちづくりを進めることを目的に、H30～R9年度の期間で取り組む4つの基本方針、9つの戦略、22の具体事業を「観光マスタープラン」としてH30年3月に策定。

これまでの経過（令和4年度～令和5年度）

- 令和4年 4月26日 第1回丘のまちびえい観光ルール策定委員会（観光振興条例等策定検討）
6月14日 第2回丘のまちびえい観光ルール策定委員会（観光振興条例等の考え方）
7月19日 第3回丘のまちびえい観光ルール策定委員会（観光振興条例等の考え方）
8月 3日 宿泊税研修（倶知安町）
8月25日 第4回丘のまちびえい観光ルール策定委員会（観光振興条例案検討）
10月 5日～11月 4日 パブリックコメント実施（持続可能な観光目的地実現条例）
10月 7日 第5回丘のまちびえい観光ルール策定委員会（持続可能な観光目的地実現条例・宿泊税検討）
11月 1日～2日 視察研修（倶知安町）
12月 9日 第6回丘のまちびえい観光ルール策定委員会（視察研修報告）
12月15日 議会提案（持続可能な観光目的地実現条例）
- 令和5年 2月 2日 第7回丘のまちびえい観光ルール策定委員会（観光予算の推移・観光マナーの現状）
2月27日 「持続可能な観光目的地実現条例」議会可決
3月22日 第8回丘のまちびえい観光ルール策定委員会（観光目的税検討）
4月 1日 「持続可能な観光目的地実現条例」施行
7月24日 第1回観光目的税検討委員会（協議経過・今後の方向性）
9月22日 第2回観光目的税検討委員会（北海道の動向確認）
- 令和6年 2月22日 第3回観光目的税検討委員会（北海道の情報共有）
3月 8日 観光目的税（宿泊税等）に係る懇談会

これまでの経過（令和6年度～）

令和6年	4月	4日	観光目的税（宿泊税等）に係る懇談会
	4月	22日	美瑛町観光振興の財源検討委員会準備会
	6月	6日	第1回美瑛町観光振興の財源検討委員会
	7月	8日	第2回美瑛町観光振興の財源検討委員会
	8月	27日	第3回美瑛町観光振興の財源検討委員会
	10月	16日	講演会の開催
	10月	17日	第4回美瑛町観光振興の財源検討委員会
	10月	21日	美瑛町観光振興の財源検討委員会から提言書の提出
	11月	1日～29日	町民コメントの実施（持続可能な観光税及び宿泊税の導入について）
	11月	7日	宿泊税及び持続可能な観光税（駐車場利用税）の導入に係る懇談会

美瑛町の税収等の推移

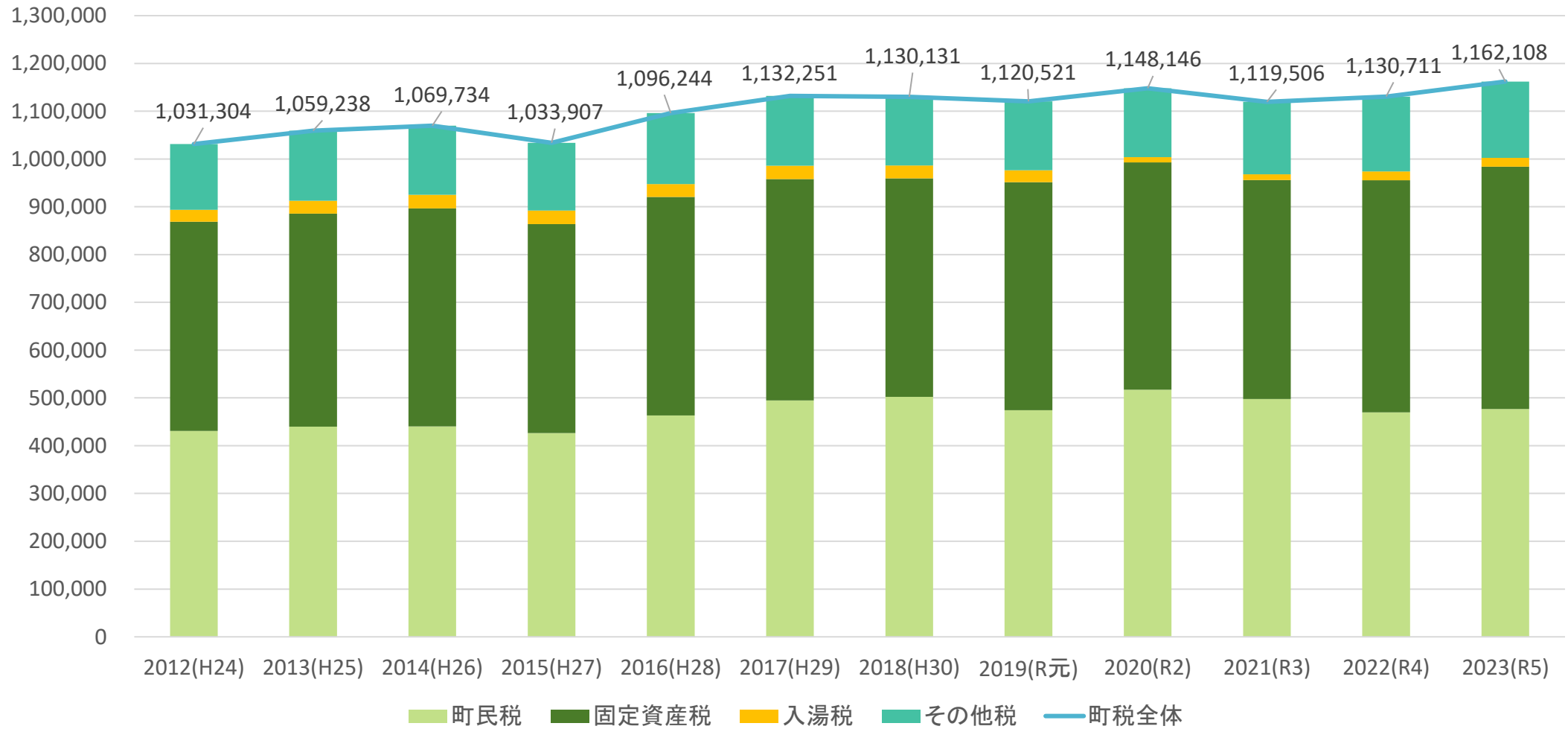
税別税収の推移

(単位:千円)

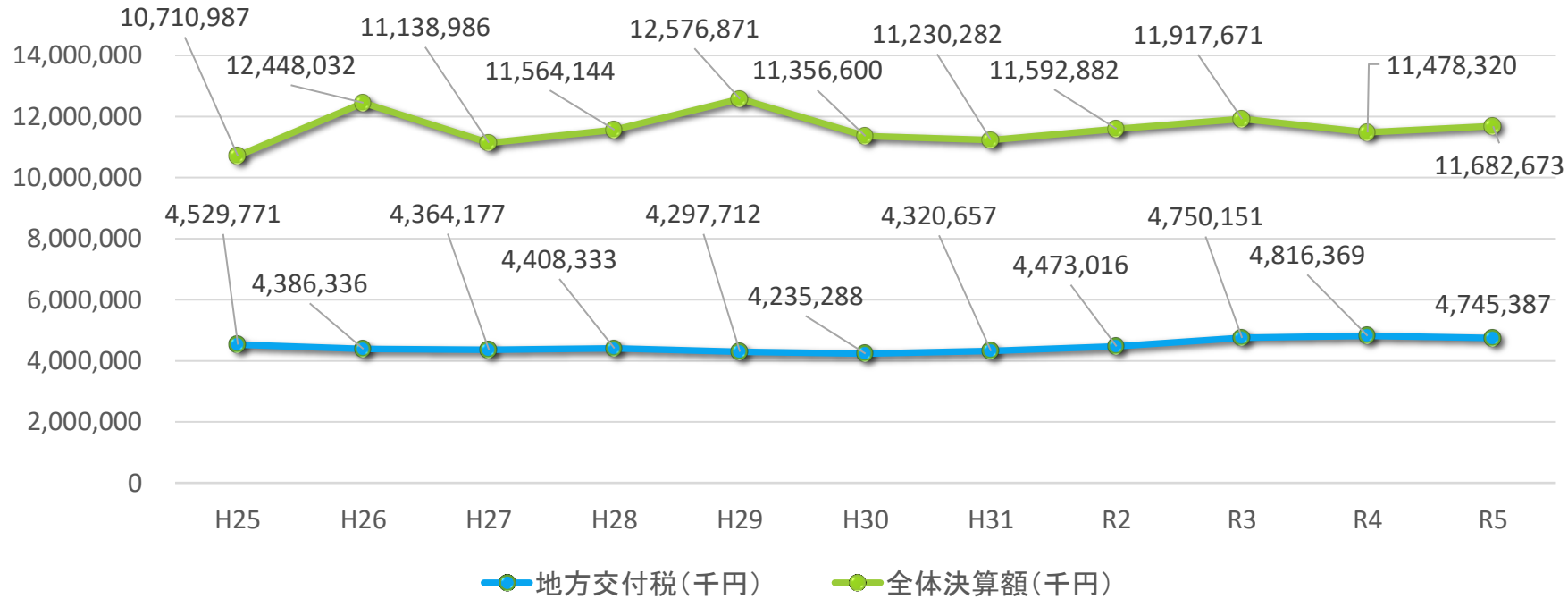
	町税全体	町民税	固定資産税	入湯税	その他の税
2012(H24)	1,031,304	430,662	438,051	25,058	137,533
2013(H25)	1,059,238	439,977	445,845	26,663	146,753
2014(H26)	1,069,734	440,347	456,524	28,046	144,817
2015(H27)	1,033,907	426,200	437,569	28,170	141,968
2016(H28)	1,096,244	463,105	457,503	27,019	148,617
2017(H29)	1,132,251	494,716	463,086	27,912	146,537
2018(H30)	1,130,131	501,961	457,445	27,061	143,664
2019(R元)	1,120,521	474,052	477,242	24,979	144,248
2020(R2)	1,148,146	517,294	475,550	10,905	144,397
2021(R3)	1,119,506	497,554	458,572	11,811	151,569
2022(R4)	1,130,711	469,599	486,123	18,157	156,832
2023(R5)	1,162,108	476,600	507,183	18,503	159,822

税別税収の推移

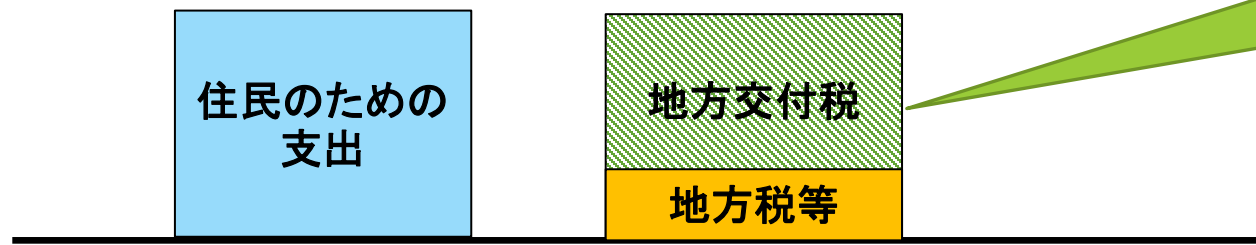
(単位:千円)



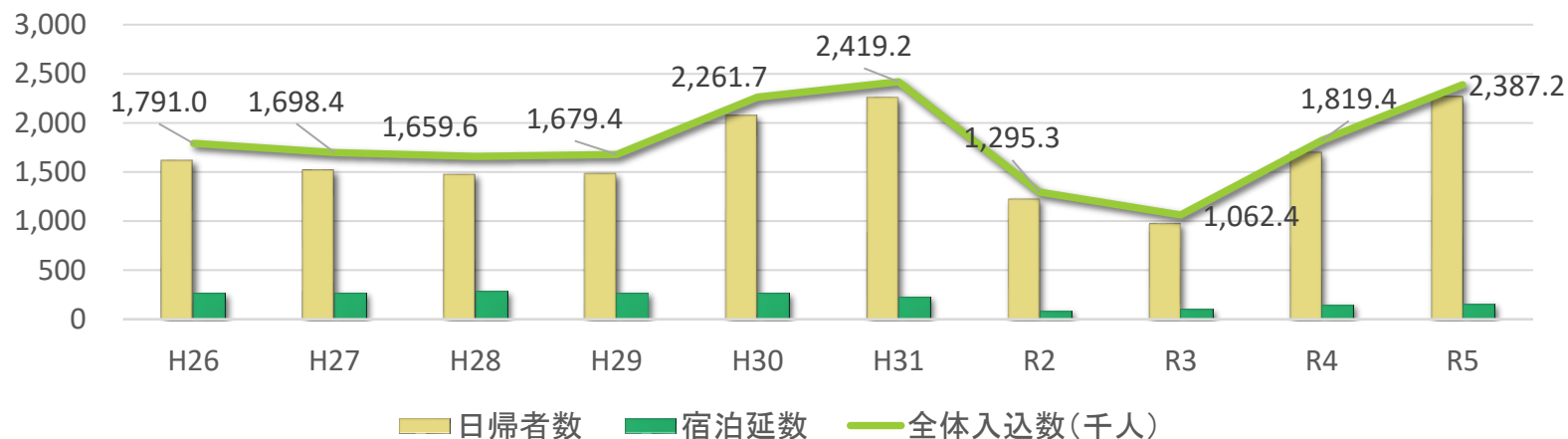
地方交付税（普通交付税）と決算額の推移



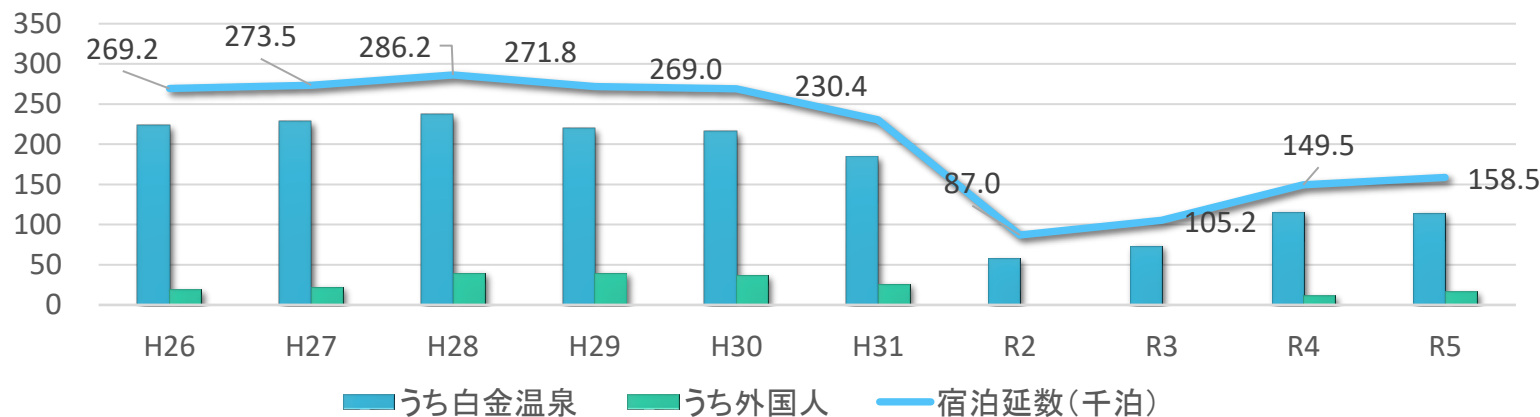
地方交付税とは、国が管理しているが、地方全体で共有している財源。
 全国標準の行政水準に必要な財源を、自らの地方税では確保できない自治体に対して、不足額に応じて国から交付される。



観光客入込数・宿泊延数推移



○本町の観光客入込数は、令和5年度でピーク時程度まで回復し、約239万人となった。
○同様に宿泊延数も回復傾向にあり、令和5年度で約16万泊となった。



○観光客入込数調査の宿泊延べ数においては、未報告事業者が4割程度あることを踏まえると過小推計になっている可能性が高い

観光振興財源検討の背景

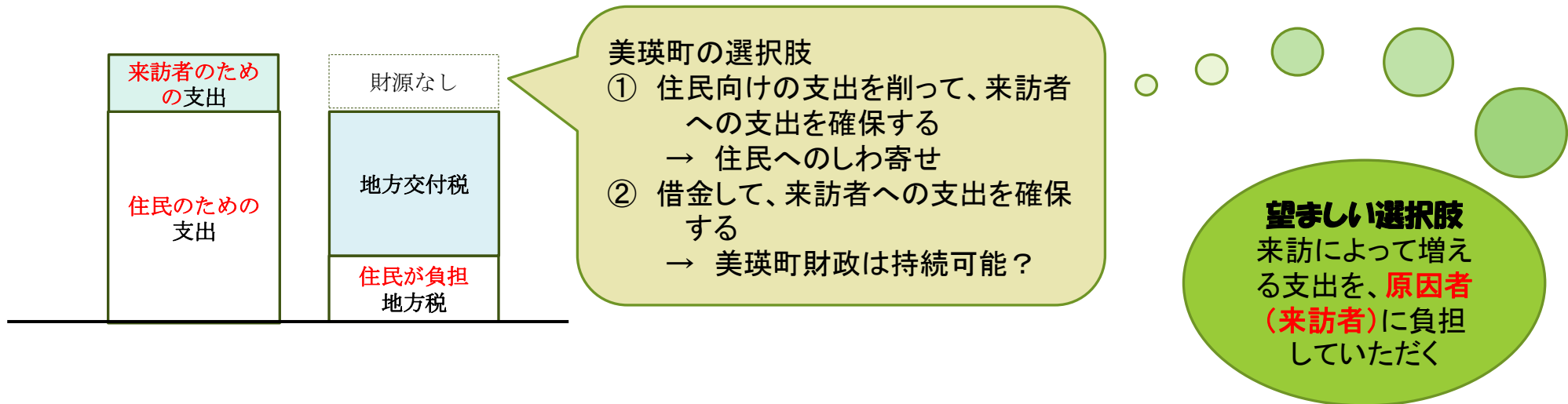
現状

- 美瑛町の人口 9,341人(R6.3月末)
- 美瑛町の観光客入込数 約238万7千人(令和5年度)

現状、人口約9,300人の町に年間約240万人の観光客が来訪しており、来訪者に要する行政経費が増大している。しかし、町の歳入の大部分を占める地方交付税は、住民に対して要する経費分しか交付されない。



歳入と歳出のアンバランスが生じている



来訪者に係る 行政経費

合計 7億8,870万円

町民
9,341人



町内で提供される行政サービスのうち
来訪者のための追加的財政需要

約1億2,360万円

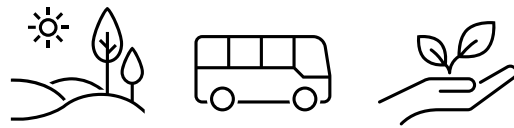
約13,232円



来訪需要の維持・管理のための財政需要

約1億5,520万円

約16,615円



持続可能な観光の推進のための
財政需要

約5億0,990万円

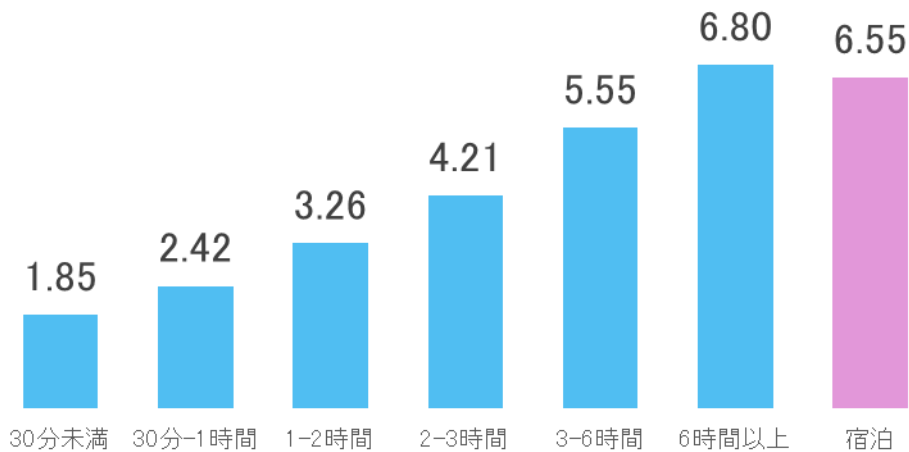
約54,587円

町民1人あたり年間
84,434円

来訪者に起因する財政需要

追加的な財政需要の発生に対する一人あたりの影響度を検討する必要がある

- 想定される追加的な財政需要7億8,870万円を入込客数総数(2,390千人)で割ると**330.0円**を来訪者から徴収する必要がある
- 他方で、日帰り客と宿泊客では追加的な財政需要を生じさせている要因(原因)への影響度が異なる
- 来訪者による負担を税で求める場合は、その単位は原則一人あたりとなる



単位:カ所
出所: 2015年観光マーケティング調査

美瑛町内の滞在時間と町内で訪問した観光スポットとの関係性



行政サービス

財政需要は移動距離、滞在時間に相関する
(長く滞在し、周遊するほど財政需要は増大する)



来訪需要の維持・管理

宿泊客の方が誘客・マーケティングコストは大きい
(日帰り→宿泊シフトのための財政需要は大)



持続可能な観光の推進

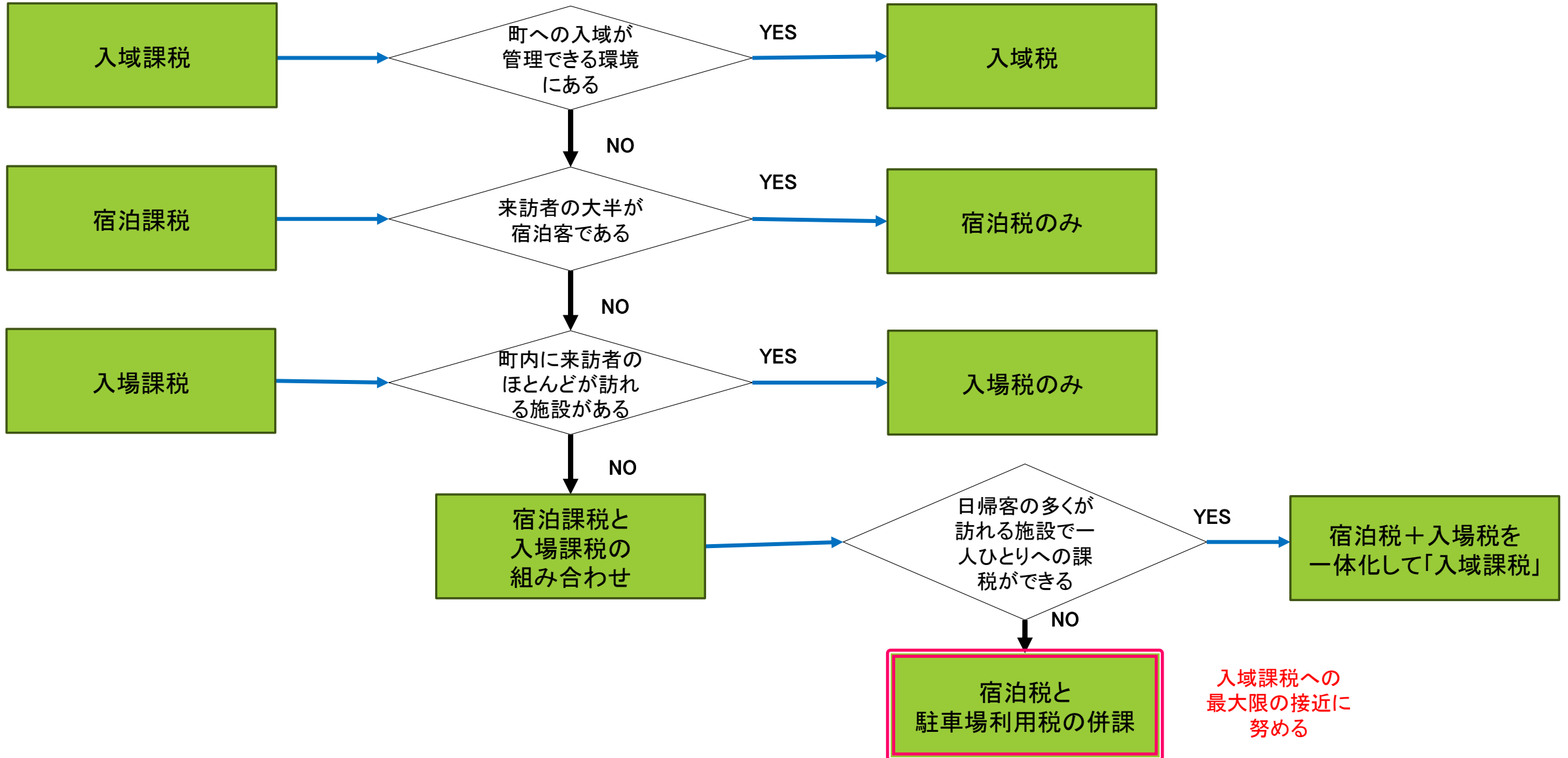
財政需要は移動距離、滞在時間に相関する
(長く滞在し、周遊するほど財政需要は増大する)

制度設計 3つの選択肢

来訪者によって生じる財政負担の大きさに鑑みつつ、最も網羅的に徴収が可能な選択肢を探る必要性

税の種類	メリット	デメリット	訪問税としての合理性
A) 宿泊税のみ	<ul style="list-style-type: none"> 比較的早期に導入が可能 社会的な認知あり 	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者の大半を占める日帰り客が原因者課税されなくなってしまう 	△
B) 入場税のみ	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場料金に上乗せの場合は早期導入可能 	<ul style="list-style-type: none"> 原因発生への寄与が高い宿泊客が原因者課税されなくなってしまう 	×
C) 宿泊税・入場税の組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> A)、B) 単体より網羅的 原因者課税から漏れる来訪者が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 2つの税制の制度設計 	◎

新税の検討フロー



宿泊税と駐車場利用税の検討課題(1)

	宿泊税及び駐車場利用税における要検討事項	
	宿泊税	駐車場利用税
課税客体 (課税対象となる行為)		<ul style="list-style-type: none"> ・美遊バス、地元バス・タクシーに町外者が乗車している場合の課税の是非(原因者課税の原則的には課税) ・今後町内で通年の有料駐車場が整備された場合の課税の是非(現状では青い池のみ。太宰府方式では、今後町内で有料駐車場が整備された場合は管理主体の官民を問わず課税客体)
課税標準 (課税の単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・課税標準が「1人1泊につき…円」とする場合は、特別徴収義務者において宿泊人数の把握が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日複数回利用する場合の課税の考え方
特別徴収義務者交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収に当たって特別徴収義務者交付金を交付するか(消費税の「益税」という批判もある) ・交付する場合の交付率は <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道 ~ 導入当初5年間は宿泊税額の3.5%(5年以降2.5%) ・倶知安町 ~ 導入当初5年間は宿泊税額の3.0%(5年以降2.5%) ・金沢市 ~ 導入当初5年間は宿泊税額の3.0%(5年以降2.5%) ・長崎市 ~ 宿泊税額の2.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収に当たって特別徴収義務者交付金を交付するか ・交付する場合の交付率は

宿泊税と駐車場利用税の検討課題(2)

	宿泊税及び駐車場利用税における要検討事項	
	宿泊税	駐車場利用税
税 率 (税の額または率)	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者に要する経費のうちどの程度を求めるか 来訪者に係る経費 約7億8,870万円① 観光客入込数 約239万人② ①÷②=1人約330円 単純に来訪者に係る経費を観光入込客で割り返した額は約330円 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、マイクロバス、ワゴン車(10人乗り等)などの取り扱いの整理
免税点 (一定の額未満を課税対象外とする)	<ul style="list-style-type: none"> ・免税点(一定額未満は課税対象外)の設定の是非 ・免税点を設けた場合、宿泊料金の積算(食事代等を除いた実質的な宿泊代)を各宿泊施設で設定する必要がある。 ・免税点を設けた場合は、安価な宿泊料金の宿を課税の対象外とできるが、税の不公平感につながるおそれがある。 	

宿泊税と駐車場利用税の検討課題(3)

宿泊税及び駐車場利用税における要検討事項

宿泊税

駐車場利用税

・修学旅行等学校行事の範囲

【参考】

北海道: 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者／認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者

倶知安町: 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒、学生及び引率者で当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの／学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校(前期課程を除く。)、大学、高等専門学校若しくは学校教育法大124条で規定する専修学校の生徒又は学生で倶知安町で職場体験を行うもの

・制度の煩雑化を避けるため、北海道との整合性が必要か？

・修学旅行等学校行事の範囲

・売店業務や施設の維持管理業者が、駐車場に入場する場合の対応が必要

・宿泊税は1人当たり、駐車場利用税は車1台当たりの課税となるため、両方利用した場合に課税免除する制度設計が困難

(例)・青い池駐車場利用の乗用車、バスに町民が乗っている場合の課税の是非

⇒青い池駐車場で、毎回非課税者(町民)が乗車しているかどうかの確認が必要

・町内に宿泊し、宿泊税を支払った人が翌日観光バスで青い池駐車場を利用した場合の対応

(バス乗客のうち宿泊者は一部)⇒全てのバスで乗客に美瑛で宿泊税を納税したか確認が必要となる。領収書等で確認が必要)

・町内で連泊している人が、青い池駐車場に2回以上行った場合の対応

非課税
事項

税率案・算出根拠

① 宿泊課税の税率

- 追加的な財政需要7億8,870万円を根拠に算出した場合の入域税は330円／人となる（様々な制約によって宿泊税＋入場税の併課となったが理念上は入域課税への接近を目指す）
- 追加的な財政需要への寄与は、宿泊客＞日帰り客となる

330円／人ベース→ **案1**: 300円／一人泊あたり = 想定税収 4,800万円
案2: 200円／一人泊あたり = 想定税収 3,200万円

* R5年度の年間16万人泊で試算。観光客入込調査に協力していない事業者が一定数あることを踏まえると実態よりは過小推計になっていると思われる

② 駐車場利用課税の税率

- 追加的な財政需要7億8,870万円を根拠に算出した場合の入域税は330円／人となる（様々な制約によって宿泊税＋入場税の併課となったが理念上は入域課税への接近を目指す）
- R5年度の青い池の駐車場利用実績は、二輪8,684台、普通車276,692台、タクシー4,141台、マイクロバス1,655台、バス14,846台で計306,018台（町内・町外合計）
- これをR5年度の青い池の入場者数1,149,953人で割り戻すと、平均3.8人／台が乗車している計算となり、これに330円／人を乗じると、1台当たり1,127円／台が基準となる。
- 乗車定員を踏まえると、税率は二輪＜普通車＜バスとすることが妥当。二輪は1人、普通車は3.8人、バスは20人を想定。
- 駐車場利用料金、100円（二輪）、500円（普通車）、2,000円（バス）を一定程度考慮する必要がある（支払いの手間、値上がり感）

330円／人ベース→ **案1** 二輪／300円、普通車／1,000円、バス／6,000円⇒4,000円 = 想定税収 3億8,240万円⇒3億4,944万円
駐車場利用料金を含めると二輪400円、普通車1,500円、バス8,000円⇒6,000円
案2: 二輪／200円、普通車／500円、バス／4,000円 = 想定税収 2億820万円
駐車場利用料金を含めると二輪300円、普通車1,000円、バス6,000円

税の名称・通称

①宿泊税

- 法定外普通税であること、入域課税にできるかぎり接近するという理念は、既存の「宿泊税」とは異なる。
- 美瑛町として来訪者・社会に発信したいメッセージを踏まえると、既に知られている「宿泊税」とは違う名称(通称)を付けたい。
- 目的税であるとの誤解を避けるためには包括的、総合的な印象を一定程度与える名称が望ましい。

②駐車場利用税→持続可能な観光税

- 法定外普通税であること、入域課税にできるかぎり接近するという理念、駐車場利用料金との差別化を念頭に置く。
- 将来的には青い池以外でも課税される可能性を踏まえた名称(通称)が望ましい。
- 目的税である、青い池の利用料金であるとの誤解を避けるためには包括的、総合的な印象を一定程度与える名称が望ましい。

通称案

- | | |
|-----------------|------------------|
| 案1: 受入環境税(宿泊税) | 景観保全税(持続可能な観光税) |
| 案2: おもてなし税(宿泊税) | おでむかえ税(持続可能な観光税) |
| 案3: 泊まるかい税(宿泊税) | 守るかい税(持続可能な観光税) |

検討委員会における新税(宿泊税及び持続可能な観光税)の案

税目名	宿泊税	持続可能な観光税
税の区分	法定外普通税	法定外普通税
徴収方法	特別徴収制	特別徴収制
課税客体	旅館・ホテル、簡易宿所、民泊施設(住宅宿泊施設)における宿泊行為	町内の有料駐車場*への駐車行為
課税標準	上記施設における宿泊数	町内の有料駐車場への駐車1回当たり
納税義務者	上記施設における宿泊者	町内の有料駐車場利用者
税 率	1人1泊につき 300円	駐車1回につき <ul style="list-style-type: none"> ・二輪車 300円 ・乗用車 1,000円 ・バ ス 4,000円
免税点	なし	なし
非課税事項	<ul style="list-style-type: none"> ・町民 ・修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民 ・修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者の乗車する車両
特別徴収義務者交付金	導入当初5年間は宿泊税額の3.5%(5年以降2.5%)	なし
申告納入の 手続き等	特別徴収義務者は、6月、9月、12月及び3月の各月の末日までに、当該各月の前3月の間に徴収すべき宿泊税について申告し、納入する。(北海道と同)	特別徴収義務者は、各月の末日までに、前月に徴収すべき持続可能な観光税について申告し、納入する。

* 徴収コスト等に鑑み、「通年で有料化された駐車場」を対象とする。R6年9月末時点では青い池併設の駐車場が対象。